

手 当 ・ 年 金 など



1 児童扶養手当

児童扶養手当制度は、離婚・死亡などの理由によりひとり親となった世帯に対して、生活の安定と自立を促進するために設けられた制度ですが、父親または母親が重度の障がい者となった場合でも、児童扶養手当の支給対象となることがあります。

●対象となる児童

- (1) 18歳に達する年度の末日までの間の児童
- (2) 20歳未満で一定の障がいの状態にある児童

●支給月額（令和5年4月改定）

児童数	全部支給	一部支給
児童1人目	44,140円	44,130円～10,410円
児童2人目	10,420円	10,410円～5,210円
児童3人目 以降1人につき	6,250円	6,240円～3,130円

※児童扶養手当法の一部改正により、令和3年3月分から児童扶養手当の額が障害年金の子の加算部分の額を上回る場合その差額を児童扶養手当として受給できるようになりました。

●所得制限

手当を受ける人の前年の所得が下記の所得制限額表を超える場合は、手当の全部または一部が支給停止になります。

【所得制限限度額】

扶養人数	請求者（父、母、養育者）		同居の扶養義務者
	全部支給	一部支給	
0人	490,000円	1,920,000円	2,360,000円
1人	870,000円	2,300,000円	2,740,000円
2人	1,250,000円	2,680,000円	3,120,000円
3人	1,630,000円	3,060,000円	3,500,000円

●申請に必要なもの

- (1) 児童扶養手当申請書（役場子ども福祉課子ども福祉係にあります。）
- (2) 診断書（身体障害者手帳の交付を受けている人は省略できる場合があります。）
- (3) 住民票の写し（世帯全員のもの）
- (4) 戸籍全部事項証明書（謄本）
- (5) 金融機関の預金通帳

●申請・問い合わせ先

役場子ども福祉課子ども福祉係

2 特別児童扶養手当

20歳未満の心身障がい児を養育する父、母または養育者に対して手当が支給されます。

●受給資格者

心身に障がいのある20歳未満の児童を養育している父、母または祖父、祖母などの養育者

●支給の対象となる内容及び支給月額（令和5年4月改定）

区分	内容	支給月額
1級	おおむね身体障害者手帳1・2級及び療育手帳A判定並びに同程度の精神障がいのある児童	53,700円 ※支給月は4・8・11月
2級	おおむね身体障害者手帳3級（一部4級も含む）及び療育手帳B判定並びに同程度の精神障がいのある児童	35,760円 ※支給月は4・8・11月

※手帳の交付を受けていなくても、診断書の内容により支給の対象となる場合があります。

※手帳の等級と手当の等級は、診断書の内容によっては一致しないことがあり、受給要件となる障がいとして認定にならない場合があります。

●支給制限

(1) 児童が福祉施設に入所している場合や、障がいを事由とする年金等を受給している場合は申請できません。

(2) 受給資格者の所得が下記の所得制限額表を超える場合は、支給停止となる場合があります。

【所得制限限度額】

扶養している親族の数	受給資格者本人	配偶者及び扶養義務者
0人	4,596,000円	6,287,000円
1人	4,976,000円	6,536,000円
2人	5,356,000円	6,749,000円
3人	5,736,000円	6,962,000円
4人	6,116,000円	7,175,000円
5人	6,496,000円	7,388,000円

●申請に必要なもの

(1) 特別児童扶養手当診断書（所定の様式があります）

※療育手帳（A判定）は2年以内、身体障害者手帳（1～3級）は1年以内の交付・再判定のものであれば診断書の代わりとして用いることができます。

(2) 身体障害者手帳または療育手帳

(3) 戸籍全部事項証明書（謄本）

(4) 金融機関の預金通帳（受給資格者名義のもの）

※児童が高等養護学校の寄宿舎等に入舎していたり、受給資格者が単身赴任中であるなど、児童と受給資格者が別居している場合は「別居監護申立書」が必要です。

●申請・問い合わせ先

役場福祉課障がい福祉係

3 障害児福祉手当

20歳未満で重度の障がいのため日常生活において常時介護を必要とする人に手当が支給されます。

●対象者

20歳未満で、身体や精神に重度の障がいがあるため、日常生活において常時の介護を必要とする児童

【対象となる障がいの程度】

1	良い方の眼の視力が0.02以下の人
2	良い方の眼の視力が0.03以下の人 良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下で、かつ、両眼による視野2分の1以上欠損した人など
3	両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度の人
4	両上肢の機能に著しい障がいを有する人
5	両上肢の全ての指を欠く人
6	両下肢の用を全く廃した人
7	両大腿を2分の1以上失った人
8	体幹の機能に座っていることができない程度の障がいを有する人
9	身体の機能の障がいまたは長期にわたる安静を必要とする病状が1～7と同程度以上と認められる状態であって、日常生活動作に介助が必要な人
10	精神の障がいであって、1～9と同程度以上と認められる程度の人
11	身体の機能の障がい若しくは病状または精神の障がい重複する場合であって、その状態が1～10と同程度以上と認められる程度の人

●支給月額（令和5年4月改定） 15,220円 ※支給月は2・5・8・11月

●支給制限

(1) 障害児入所施設などに入所している場合や、障がいを事由とする年金を受給している場合は、対象となりません。

(2) 受給資格者の所得が下記の所得制限額表を超える場合は、支給停止となる場合があります。

【所得制限限度額】

扶養親族の数	本人	扶養義務者
0人	3,604,000円	6,287,000円
1人	3,984,000円	6,536,000円
2人	4,364,000円	6,749,000円
3人	4,744,000円	6,962,000円
4人	5,124,000円	7,175,000円
5人	5,504,000円	7,388,000円

●申請に必要なもの

(1) 障害児福祉手当認定診断書（所定の様式があります）

(2) 身体障害者手帳（交付されている場合）

(3) 金融機関の通帳（障がい児本人名義のもの）

(4) 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）

(5) マイナンバーがわかるもの

●申請・問い合わせ先

役場福祉課障がい福祉係

4 特別障害者手当

20歳以上で重度の障がい重複するため、日常生活で常時の介護を必要とする人に支給されます。

●対象者

20歳以上で、重度の障がい重複するため、日常生活で常時の介護を必要とする人

～「重度の障がい重複する」とは～

- ・下記の【対象となる障がいの程度】の項目が2つ以上当てはまる人
- ・下記の【対象となる障がいの程度】の項目に1つ当てはまり、それ以外に国民年金（障害年金）の2級程度の障がい2つある人

【対象となる障がいの程度】

1 良い方の眼の視力が0.03以下の人または良い方の眼の視力が0.04以下かつ他方の眼の視力が手動弁以下の人など
2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上の人
3 両上肢の機能に著しい障がいがある人または両上肢のすべての指を欠く人、もしくは両上肢すべての指の機能に著しい障がいがある人
4 両下肢の機能に著しい障がいがある人または両下肢を足関節以上で欠く人
5 体幹の機能に座っていることができないまたは立ち上がることができない程度の障がいがある人
6 上記1～5のほか、身体の機能の障がいまたは長期にわたる安静を必要とする病状が1～5と同程度以上と認められる状態であって、日常生活動作に介助を要する人
7 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度の人
8 上記3～5までに規定する身体の機能の障がい1つがあり、それが特に重度であるため、日常生活動作能力の評価が極めて重度であると認められる人
9 上記6～7に規定する病状または精神の障がい1つあり、その状態が絶対安静または精神の障がいのため日常生活能力の評価が極めて重度であると認められる人

●支給月額（令和5年4月改定） 27,980円 ※支給月は2・5・8・11月

●支給制限

(1) 障害者支援施設に入所して生活介護を受けている場合や、養護老人ホームまたは特別養護老人ホームなどに入所している場合は、対象となりません。

(2) 受給中に3か月を超えて入院すると受給できません。

(3) 受給資格者の所得が所得制限額（※）を超える場合は、支給停止となる場合があります。

※所得制限額は、「3 障害児福祉手当」（P47）の表をご覧ください。

●申請に必要なもの

(1) 特別障害者手当認定診断書（所定の様式があります）

(2) 身体障害者手帳（交付されている場合）

(3) 金融機関の通帳（障がい者本人名義のもの）

(4) 年金証書や振込通知書等の年金額が確認できるもの（障害年金等の非課税年金を受給している場合）

(5) 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）

(6) マイナンバーがわかるもの

●申請・問い合わせ先

役場福祉課障がい福祉係

5 障害基礎年金（国民年金）

国民年金の加入中に、けがや病気で障がい者となった場合に、障害基礎年金が受けられます。

●対象者

- (1) 国民年金の加入中に初診日のある人
- (2) 20歳未満のときに初診日のある人が、20歳に達したとき
- (3) 60歳で加入をやめたが、65歳以前に初診日があり、老齢年金を繰り上げて受給していない人

※(1)と(3)については、保険料納付期間（保険料免除期間を含む）が加入期間の3分の2以上あることが条件です。ただし、初診日が令和8年3月末日までにあるときは、直近の1年間に未納がなければ受けられます。

●障がいの認定時期

初診日から1年6か月を経過した日、または障がい（症状）が固定した日

※1 障がいの程度は、P51をご確認ください。

※2 事後重症制度

障がい認定日において2級の障がいの状態に該当しない場合であっても、それ以降に症状が悪化して1級または2級の障がいの状態に該当するに至ったときは、障害基礎年金が請求できます。

ただし、65歳到達前に請求しなければ該当になりません。

●年金額

年金額については、年度途中で変更になる場合があります。

（令和5年度）偶数月の原則15日に2か月分まとめて支給されます。

1級	993,750円（年額）
2級	795,000円（年額）

※受給者によって生計を維持されている18歳未満（障がいのある場合は20歳未満）の子がいるときは、次の額が加算されます。

1人目、2人目	（1人につき）228,700円（年額）
3人目以降	（1人につき）76,200円（年額）

●申請に必要なもの

- (1) 年金請求用診断書
 - (2) 病歴・就労状況等申立書
 - (3) 障害基礎年金裁定請求書
 - (4) 年金手帳
 - (5) 振込を希望する金融機関の通帳
 - (6) 戸籍全部事項証明書（加算対象者がいる場合）
 - (7) 請求者のマイナンバーカード
- 書類は役場にあります。

※その他障がいの種別により、上記とは別の書類が必要となる場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

●申請・問い合わせ先

役場町民課町民窓口係

6 障害厚生年金

厚生年金の加入中に、けがや病気で障がい者となった場合に、障害厚生年金が受けられます。

厚生年金の被保険者は、同時に国民年金の保険者でもあるため、1級または2級の障がい状態にあるときは障害厚生年金と障害基礎年金が、3級の状態にあるときは障害厚生年金のみが支給されます。1級から3級の障がい状態にない者でも、初診日から5年以内に「傷病が治ったもの(※)」であって、その治った日において労働が制限を受けるか又は労働に制限を加えることを必要とする程度のものと判断された場合には、一時金で「障害手当金」が支給されます。

※「傷病が治ったもの」とは、器質的欠損や変形等の場合は、医学的に傷病が治ったとき、又はその症状が安定し、長期にわたってその疾病の固定性が認められ、医療効果が期待できない状態に至った場合をいいます。

●対象者

厚生年金の加入中に初診日のある人

※ただし、保険料納付期間が障害基礎年金の支給要件を満たしていることが必要です

●障害厚生年金の認定時期

障害基礎年金と同様

●障害厚生年金の年金額

年金額については、年度途中で変更になる場合があります。

(令和5年度) 偶数月の原則15日に2か月分まとめて支給されます。

年金等級	支給年金額	加算
1級	2級のときの金額×1.25	配偶者加給年金額 228,700円 (※2)
2級	基本額(報酬比例の年金額)(※1)	
3級	基本額(報酬比例の年金額) 最低保障額 596,300円(※3)	なし
障害手当金	基本額(報酬比例の年金額) ×2 最低保証額1,192,600円(※4)	

※1 基本額の計算式は、下記のAとBを足した金額となります。

A 平均標準報酬月額×7,125÷1,000×平成15年3月までの加入期間の月数

B 平均標準報酬月額×5,481÷1,000×平成15年4月以降の加入期間の月数

※2 対象者がいる人のみ加算されます。

※3 昭和31年4月1日以前に生まれた方の最低保証額は、594,500円

※4 昭和31年4月1日以前に生まれた方の最低保証額(一時金)は、1,189,000円

●障害年金等の等級表 ※身体障害者手帳の等級とは異なります。

【障害基礎年金（国民年金）・障害厚生年金】 1～2級（配偶者・子の加算～有）

年金等級	番号	障 が い の 状 態
1 級	1	次に掲げる視覚障がい イ 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの ロ 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の1/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ1/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
	2	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
	3	両上肢の機能に著しい障がいをもつもの
	4	両上肢のすべての指を欠くもの
	5	両上肢のすべての指の機能に著しい障がいをもつもの
	6	両下肢の機能に著しい障がいをもつもの
	7	両下肢を足関節以上で欠くもの
	8	体幹の機能で座っていることができない程度または立ち上がることができない程度の障がいをもつもの
	9	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がいまたは長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
	10	精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	11	身体の機能の障がい若しくは病状または精神の障がい重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
2 級	1	次に掲げる視覚障がい イ 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの ロ 一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の1/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ1/2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
	2	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
	3	平衡機能に著しい障がいをもつもの
	4	そしゃくの機能を欠くもの
	5	音声または言語機能に著しい障がいをもつもの
	6	両上肢のおや指及びひとさし指または中指を欠くもの
	7	両上肢のおや指及びひとさし指または中指の機能に著しい障がいをもつもの
	8	1上肢の機能に著しい障がいをもつもの
	9	1上肢のすべての指を欠くもの

2 級	10	1 上肢のすべての指の機能に著しい障がいをも有するもの
	11	両下肢のすべての指を欠くもの
	12	1 下肢の機能に著しい障がいをも有するもの
	13	1 下肢を足関節以上で欠くもの
	14	体幹の機能に歩くことができない程度の障がいをも有するもの
	15	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がいまたは長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
	16	精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	17	身体の機能の障がい若しくは病状または精神の障がい重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

【障害厚生年金】3級（配偶者・子の加算～無）

年金等級	番号	障 が い の 状 態
3 級	1	次に掲げる視覚障がい イ 両眼の視力がそれぞれ0.1以下に減じたもの ロ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の1/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下に減じたもの ハ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下に減じたもの
	2	両耳の聴力が、40センチメートル以上では通常の話声を解することができない程度に減じたもの
	3	そしゃくまたは言語の機能に相当程度の障がいを残すもの
	4	脊柱の機能に著しい障がいを残すもの
	5	1 上肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの
	6	1 下肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの
	7	長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障がいを残すもの
	8	1 上肢のおや指及びひとさし指を失ったもの、または、おや指若しくはひとさし指を併せ1 上肢の3指以上を失ったもの
	9	おや指及びひとさし指を併せて1 上肢の4指の用を廃したもの
	10	1 下肢をリスフラン関節以上で失ったもの
	11	両下肢の十趾の用を廃したもの
	12	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、または労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障がいを残すもの
	13	精神または神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、または労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障がいを残すもの
	14	傷病がなおらないで、身体の機能または精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、または労働に制限を加えることを必要とする程度の障がいをも有するものであって、厚生労働大臣が定めるもの

【障害手当金】

番号	障 が い の 状 態
1	両眼の視力がそれぞれ0.6以下に減じたもの
2	一眼の視力が0.1以下に減じたもの
3	両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
4	両眼による視野が2分の1以上欠損したもの、ゴールドマン型視野計による測定の結果、1/2 視標による両眼中心視野角度が56度以下に減じたもの又は自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が100点以下若しくは両眼中心視野視認点数が40点以下に減じたもの
5	両眼の調節機能及び輻輳（ふくそう）機能に著しい障がいを残すもの
6	1耳の聴力が、耳殻に接しなければ大声による話を解することができない程度に減じたもの
7	そしゃく又は言語の機能に障害を残すもの
8	鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの
9	脊柱の機能に障害を残すもの
10	一上肢の3大関節のうち、1関節に著しい機能障害を残すもの
11	一下肢の3大関節のうち、1関節に著しい機能障害を残すもの
12	一下肢を3センチメートル以上短縮したもの
13	長管状骨に著しい転位変形を残すもの
14	一上肢の2指以上を失ったもの
15	一上肢のひとさし指を失ったもの
16	一上肢の3指以上の用を廃したもの
17	ひとさし指を併せ一上肢の2指の用を廃したもの
18	一上肢のおや指の用を廃したもの
19	一下肢の第1趾又は他の4趾以上を失ったもの
20	一下肢の5趾の用を廃したもの
21	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
22	精神又は神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの

●申請・問い合わせ先

帯広年金事務所 帯広市西1条南1丁目 電話番号 21-1511

7 心身障害者扶養共済制度

心身障がい者（児）の保護者が毎月掛金を納めることで、保護者が死亡または重度の障がい者になったとき、残された心身障がい者（児）に対し、一定額の年金が一生涯支給される制度です。

●障がい者の範囲

- (1) 身体障がい者（児） 身体障害者手帳 1～3級
- (2) 知的障がい者（児） 療育手帳 A・B判定
- (3) 上記と同程度の障がい（若しくは精神疾患、難治性特定疾患など）

※所定の診断書が必要です

●加入できる保護者

- (1) 道内に住所がある人（札幌市を除く）
- (2) 4月1日現在、65歳未満の人
- (3) 特別の疾病、障がいがなく、生命保険に加入できる程度の健康状態の人

●掛金月額（令和3年4月1日現在）

20年以上この制度に加入し、かつ年齢が65歳以上の人は、掛金の納付を免除されます。生活保護世帯、市町村民税非課税世帯の場合は、掛金の減免制度があります。制度の見直しにより、掛金が改定されることがあります。

【1口あたりの月額掛金（加入限度2口まで）】

加入時の年度 4月1日時点の年齢	月額掛金 (平成20年度以降加入)
35歳未満	9,300円
35歳以上40歳未満	11,400円
40歳以上45歳未満	14,300円
45歳以上50歳未満	17,300円
50歳以上55歳未満	18,800円
55歳以上60歳未満	20,700円
60歳以上65歳未満	23,300円

●年金の支給

加入者が死亡、または重度障がい者となったときは、その月から月額2万円（一口）が、障がい者の生涯にわたって支給されます。

●弔慰金（平成20年度以降加入）

年金受給前に障がい者が死亡したときは、加入期間に応じて弔慰金が支給されます。

加入期間	弔慰金額
1年以上5年未満	50,000円
5年以上20年未満	125,000円
20年以上	250,000円

●脱退一時金（平成20年度以降加入）

5年以上加入した後、加入者の希望により脱退した場合などに脱退一時金が支給されます。

加入期間	脱退金額
5年以上10年未満	75,000円
10年以上20年未満	125,000円
20年以上	250,000円

●申請に必要なもの

- (1) 加入申込書
- (2) 申込者告知書
- (3) 住民票の写し（加入者及び障がい者のもの）
- (4) 障がいのある人の障がいの種類及び程度を証明する書類（身体障害者・療育手帳など）

●申請・問い合わせ先

十勝総合振興局保健環境部 社会福祉課地域福祉係 電話番号 26-9251

8 各種共済組合の障害年金など

国家公務員、地方公務員などが、加入している年金です。

障害年金、障害一時金などについては、各共済組合の担当者にお問い合わせください。

9 労働災害の年金（労災）

業務上または通勤による負傷や疾病が治ったとき、身体に一定の障がいが残った場合には、障害補償給付（業務災害の場合）または障害給付（通勤災害の場合）が支給されます。

ただし、同一の事由により厚生年金等の年金が支給されている場合は一部減額されます。

●申請・問い合わせ先

帯広労働基準監督署 帯広市西6条南7丁目3 電話番号 97-1245